

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を
改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「その月の21日が休日」を「その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

第71条中「期末手当」の前に「職員（会計年度任用職員を含む。）の」を加え、「日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする」を「休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする」に改める。

第76条見出し、同条第1項及び第2項中「第2号会計年度任用職員

」を「フルタイム会計年度任用職員」に、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第77条見出し、同条第1項及び第2項中「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 パートタイム会計年度任用職員の報酬について、月額及び日給のいずれかの方法によるかは、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務形態を考慮して、任命権者が定める。

第78条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与及び報酬の支給)

第78条 会計年度任用職員の給与及び報酬(次に掲げるものに限る。

)は、次の各号に掲げる日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)を支給日とする。

- (1) フルタイム会計年度任用職員の給与 常勤職員の支給日の例による日
- (2) 第77条第1項で規定するパートタイム会計年度任用職員(この項において「月額支給職員」という。)の月額報酬(第77条第3項で規定する費用弁償も含む。) その月分をその月の21日
- (3) 月額支給職員の第77条第3項で規定する割増報酬 その月分を翌月の21日
- (4) 第77条第2項で規定するパートタイム会計年度任用職員の日額報酬(第77条第3項で規定する割増報酬及び費用弁償も含む。) その月分を翌月の10日

第79条見出し、同条第1項及び第2項中「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

第80条見出し及び同条中「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改める。

第81条見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「会計年度任用職員」の次に「(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。)」を、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、第2項中「会計年度任用職員としての任期」の次に「の合計」を加え、「6月以上の者」を「6月以上の会計年度任用職員」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 6月1日を基準とする期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、現に会計年度任用職員として任用されている日の属する年度の前年度以前から引き続き給与条例の適用を受ける会計年度任用職員として前年度に在籍した期間(同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあっては、いずれかの1の任用の期間)は、第1項に規定する任期に含めるものとする。

第82条見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同項第1号中「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、同項第2号及び第3号中「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同項第3号に次に次の1号を加える。

(4) 前3号の場合において、当該額に50円未満の端数を生じたとき

はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

第82条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員の勤勉手当は、給与条例第18条の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。